

②

令和 5 年

市議会 9 月定例会議案
(その 2)

静 岡 市

議 案 説 明

自認定第1号 至認定第14号

令和4年度静岡市各種会計歳入歳出決算の認定について

令和4年度の静岡市の一般会計及び特別会計の歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、それぞれ監査委員の意見書を付けて認定に付すものである。

自認定第15号 至認定第18号

令和4年度静岡市公営企業会計決算の認定について

令和4年度の静岡市の簡易水道事業会計、病院事業会計、水道事業会計及び下水道事業会計の決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、それぞれ監査委員の意見書を付けて認定に付すものである。

議案第134号 令和5年度静岡市一般会計補正予算（第4号）

令和5年度の静岡市の一般会計の補正予算（第4号）について、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求めるものである。

今回の補正予算は、子育て・教育環境の充実として、学校給食における持続可能な「食」と「農」を考える食育事業に要する経費のほか、地域経済の活性化として、企業立地用地開発可能性調査事業やお茶の海外輸出促進事業に要する経費などの増額を計上した。

この結果、補正予算の総額は、4,114,868千円の増額となった。

追加の主なものは、総務管理費 3,420,000千円、土木施設災害復旧費 732,000千円、農林水産施設災害復旧費 234,500千円などである。

これらの財源として、市債 746,200千円、国庫支出金 355,097千円などを充当した。

以上の補正額を加えた累計予算額は、361,885,146千円となる。

なお、繰越明許費は、土木施設災害復旧費の公共災害復旧事業費等において、年度内の完了が見込めないものについて、翌年度に繰り越して使用するものである。

債務負担行為の補正は、消防ヘリコプター機体更新事業費等の追加である。

また、市債の補正は、道路橋りょう災害復旧事業債等の変更である。

議案第 1 3 5 号 静岡市職員の給与に関する条例及び静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、本市に派遣された職員への特定新型インフルエンザ等対策派遣手当の支給について、所要の改正をするもので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第 1 3 6 号 静岡市税条例の一部改正について

地方税法の一部改正に伴い、森林環境税の賦課徴収に必要な事項等を定めるため、所要の改正をするもので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第 1 3 7 号 静岡市生涯学習施設条例の一部改正について

静岡市船越生涯学習交流館の建て替え完了に伴い、施設の名称及び位置を追加するため、所要の改正をするもので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第 1 3 8 号 静岡市旅館業法等施行条例の一部改正について

旅館業法の一部改正に伴い、旅館業の事業譲渡について、所要の改正をするもので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第 1 3 9 号 静岡市産学交流センター条例の一部改正について

静岡市産学交流センターの大会議室を廃止するため、所要の改正をするもので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第 1 4 0 号 静岡市教育職員の給与に関する条例及び静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例の一部改正について

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、本市に派遣された教育職員等への特定新型インフルエンザ等対策派遣手当の支給について、所要の改正をするもので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第 1 4 1 号 静岡市立学校設置条例の一部改正について

藁科地域の小学校の統合に伴い、名称及び位置について、所要の改正をするもので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第 1 4 2 号 静岡市火災予防条例の一部改正について

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令等の一部改正に伴い、急速充電設備の定義を見直すなど、所要の改正をするもので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第 1 4 3 号 静岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、本市に派遣された職員への特定新型インフルエンザ等対策派遣手当の支給について、所要の改正をするもので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第 1 4 4 号 はしご付消防ポンプ自動車の購入について

はしご付消防ポンプ自動車を 1 台購入するもので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第 1 4 5 号 工事請負契約の締結について

(一) 静岡焼津線（石部海上橋）橋梁耐震補強補修工事を実施するため、工事請負契約を締結するもので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第 1 4 6 号 市道路線の認定について

開発行為に伴い、池田峰田 3 号線を認定するもので、道路法第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第 1 4 7 号 令和 4 年度静岡市簡易水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和 4 年度の静岡市の簡易水道事業会計の利益の処分について、地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第 1 4 8 号 令和 4 年度静岡市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和 4 年度の静岡市の水道事業会計の利益の処分について、地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第 149号 令和4年度静岡市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和4年度の静岡市の下水道事業会計の利益の処分について、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を求めるものである。

議案第 150号 令和4年度静岡市下水道事業会計資本剰余金の処分について

令和4年度の静岡市の下水道事業会計の資本剰余金の処分について、地方公営企業法第32条第3項の規定により議会の議決を求めるものである。

目 次

議案番号	件 目	頁
認定第 1～14 号	令和4年度静岡市各種会計歳入歳出決算の認定について	別冊
認定第 15～18 号	令和4年度静岡市公営企業会計決算の認定について	別冊
議案第 134 号	令和5年度静岡市一般会計補正予算（第4号）	8
議案第 135 号	静岡市職員の給与に関する条例及び静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について	15
議案第 136 号	静岡市税条例の一部改正について	16
議案第 137 号	静岡市生涯学習施設条例の一部改正について	20
議案第 138 号	静岡市旅館業法等施行条例の一部改正について	21
議案第 139 号	静岡市産学交流センター条例の一部改正について	22
議案第 140 号	静岡市教育職員の給与に関する条例及び静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例の一部改正について	24
議案第 141 号	静岡市立学校設置条例の一部改正について	25
議案第 142 号	静岡市火災予防条例の一部改正について	26
議案第 143 号	静岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について	28
議案第 144 号	はしご付消防ポンプ自動車の購入について	29
議案第 145 号	工事請負契約の締結について	30
議案第 146 号	市道路線の認定について	31
議案第 147 号	令和4年度静岡市簡易水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	32
議案第 148 号	令和4年度静岡市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	33
議案第 149 号	令和4年度静岡市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	34
議案第 150 号	令和4年度静岡市下水道事業会計資本剰余金の処分について	35

令和5年度静岡市一般会計補正予算（第4号）

令和5年度静岡市の一般会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,114,868千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ361,885,146千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（市債の補正）

第4条 市債の変更は、「第4表 市債補正」による。

令和5年9月13日提出

静岡市長 難波 喬 司

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

△印は減

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
12 地方特例交付金		1,075,000	△ 41,322	1,033,678
	1 地方特例交付金	1,048,000	△ 41,322	1,006,678
13 地方交付税		27,000,000	882,198	27,882,198
	1 地方交付税	27,000,000	882,198	27,882,198
17 国庫支出金		71,569,828	355,097	71,924,925
	1 国庫負担金	52,511,261	488,244	52,999,505
	2 国庫補助金	18,825,013	△ 133,147	18,691,866
18 県支出金		21,438,752	△ 58,916	21,379,836
	2 県補助金	5,242,318	△ 58,916	5,183,402
22 繰越金		1,738,942	2,231,611	3,970,553
	1 繰越金	1,738,942	2,231,611	3,970,553
24 市債		37,338,400	746,200	38,084,600
	1 市債	37,338,400	746,200	38,084,600
歳入合計		357,770,278	4,114,868	361,885,146

歳 出

△印は減

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2 総務費		34,569,929	3,420,000	37,989,929
	1 総務管理費	19,210,828	3,420,000	22,630,828
3 民生費		121,827,367	△ 357,574	121,469,793
	1 社会福祉費	30,234,561	28,670	30,263,231
	2 児童福祉費	56,311,348	△ 386,244	55,925,104
4 衛生費		40,074,797	13,642	40,088,439
	6 簡易水道費	159,400	13,642	173,042
6 農林水産業費		4,536,311	59,000	4,595,311
	1 農業費	1,468,040	5,000	1,473,040
	2 林業費	1,545,783	18,000	1,563,783
	4 山間地振興費	919,870	36,000	955,870
7 商工費		8,206,050	10,000	8,216,050
	1 商工費	4,980,131	10,000	4,990,131
10 教育費		45,807,623	3,300	45,810,923
	6 保健体育費	6,270,051	3,300	6,273,351

11 災害復旧費		7,914,361	966,500	8,880,861
	2 農林水産施設 災害復旧費	1,611,500	234,500	1,846,000
	4 土木施設 災害復旧費	5,753,919	732,000	6,485,919
歳出合計		357,770,278	4,114,868	361,885,146

第2表 繰越明許費

(追加)

款	項	事業名	金額
			千円
8 土木費	4 都市計画費	静岡都心地区まちなか再生事業費	17,100
	5 住宅費	公営住宅ストック総合改善事業費 (社 総 交)	75,252
11 災害復旧費	2 農林水産施設 災害復旧費	公共災害復旧事業費 (林道有渡沢線外3)	104,500
		単独災害復旧事業費 (林道細木線外64)	533,670
	4 土木施設 災害復旧費	公共災害復旧事業費 ((主)南アルプス公園線外7)	732,000

第3表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
清水庁舎空調設備 改修事業費	令和6年度	108,600千円 令和5年度に清水庁舎空調設備修繕契約を締結し、その金額を令和6年度に支払う。
私立こども園・保育所等 施設整備費補助金 (ひばり幼稚園)	令和6年度	381,712千円 令和5年度に私立こども園・保育所等施設整備費補助金を交付決定し、その金額の一部を令和6年度に交付する。
静岡都心地区 都市デザイン指針 作成等業務経費	令和6年度	55,000千円 令和5年度に静岡都心地区都市デザイン指針作成等業務委託契約を締結し、その金額を令和6年度に支払う。
静岡都心地区 建物更新手 検 討 業 務 経 費	令和6年度	18,500千円 令和5年度に静岡都心地区建物更新手法検討業務委託契約を締結し、その金額を令和6年度に支払う。
消防ヘリコプター 機体更新事業費	自 令和6年度 至 令和7年度	3,000,000千円 令和5年度に消防ヘリコプター機体調達契約を締結し、その金額を令和7年度に支払う。
中学校特別教室空調設備 整備設計業務経費	令和6年度	134,000千円 令和5年度に中学校特別教室空調設備整備設計業務委託契約を締結し、その金額を令和6年度に支払う。

第4表 市債補正

(変更)

△印は減

起債の目的	限度額		
	補正前の額	補正額	補正後の額
	千円	千円	千円
社会福祉施設整備事業	70,800	21,900	92,700
障害者福祉施設整備事業	240,800	1,100	241,900
こども園・保育所等施設整備事業	279,800	△ 103,000	176,800
山間地開発事業	195,300	27,000	222,300
林道災害復旧事業	231,500	122,200	353,700
道路橋りょう災害復旧事業	2,022,200	243,700	2,265,900
臨時財政対策	8,000,000	433,300	8,433,300

静岡市職員の給与に関する条例及び静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

静岡市職員の給与に関する条例及び静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年9月13日提出

静岡市長 難波 喬 司

静岡市職員の給与に関する条例及び静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(静岡市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 静岡市職員の給与に関する条例（平成15年静岡市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第3条中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第32条第1項中「第44条」を「第26条の8」に改める。

(静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年静岡市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の静岡市職員の給与に関する条例の規定及び第2条の規定による改正後の静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定は、令和5年9月1日から適用する。

静岡市税条例の一部改正について

静岡市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年9月13日提出

静岡市長 難波喬司

静岡市税条例の一部を改正する条例

静岡市税条例（平成15年静岡市条例第102号）の一部を次のように改正する。

目次中「第57条」を「第57条の2」に改める。

第23条の3第2項中「又は」の次に「当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは市民税に充当し」を「、市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第27条の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、府令で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第30条中「によって」を「により」に改める。

第33条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）」

を加え、同条第2項本文中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同項ただし書並びに同条第3項、第5項及び第6項中「によって」を「により」に改める。

第40条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「によって」を「により」に改め、同項ただし書中「税額は、」の次に「法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」を加え、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改め、同条3項中「又は充当」及び「又は法第17条の2」を削る。

第40条の2第1項各号列記以外の部分中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「及び均等割額」の次に「(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第40条の5において同じ。)」を加え、同項第2号及び同条第2項中「によって」を「により」に改める。

第40条の6第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によって」を「方法により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第2章第1節中第57条の次に次の1条を加える。

(森林環境税に係る賦課徴収)

第57条の2 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第89条第1号エ中「及び側面」を「、側面」に改め、「3輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

附則第17条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

附則第19条の2に次の1項を加える。

21 法附則第15条の9の3第1項に規定する市の条例で定める割合は3分の1とする。

附則第20条中第13項を第14項とし、第12項を第13項とし、第11項の次に次の1項を加える。

12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に府令附則第7条第16項

各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所又は所在地、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は所在地及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

附則第30条の2を削る。

附則第30条の2の2第4項中「100分の10」を「100分の35」に改め、同条を附則第30条の2とする。

附則第30条の6第3項を削る。

附則第31条第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附則第43条第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

附則第58条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第23条の3第2項、第30条、第33条、第40条、第40条の2及び第40条の6の改正規定並びに第2章第1節中第57条の次に1条を加える改正規定並びに附則第30条の2の2の改正規定（同条第4項中「100分の10」を「100分の35」に改める部分に限る。）及び附則第31条第3項の改正規定並びに次項、附則第5項（この条例による改正後の静岡市税条例（以下「新条例」という。）附則第31条第3項に係る部分に限る。）及び附則第7項の規定 令和6年1月1日
 - (2) 第27条の2の改正規定及び附則第3項の規定 令和7年1月1日
(個人の市民税に関する経過措置)
- 2 前項第1号に掲げる規定による改正後の静岡市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第27条の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき静岡市税条

例第27条の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

- 4 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

- 5 新条例第89条第1号エ及び附則第31条第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

- 6 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の静岡市税条例附則第30条の2及び第30条の6第3項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

- 7 新条例附則第30条の2第4項の規定は、附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

静岡市生涯学習施設条例の一部改正について

静岡市生涯学習施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年9月13日提出

静岡市長 難波 喬 司

静岡市生涯学習施設条例の一部を改正する条例

静岡市生涯学習施設条例（平成20年静岡市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項の表中

「

静岡市岡生涯学習交流館	静岡市清水区桜が丘町7番1号
-------------	----------------

を

「

静岡市岡生涯学習交流館	静岡市清水区桜が丘町7番1号
静岡市船越生涯学習交流館	静岡市清水区船越三丁目12番74号

に

改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
（施行前の準備）
- 2 静岡市船越生涯学習交流館に係る指定管理者の指定に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても、静岡市生涯学習施設条例第19条から第21条までの規定の例により行うことができる。
- 3 この条例の施行の日以後の静岡市船越生涯学習交流館の施設等の利用に係る許可の手續及びこれに伴う使用料の徴収その他の行為は、同日前においてもこれを行うことができる。

議案第138号

静岡市旅館業法等施行条例の一部改正について

静岡市旅館業法等施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年9月13日提出

静岡市長 難波 喬 司

静岡市旅館業法等施行条例の一部を改正する条例

静岡市旅館業法等施行条例（平成24年静岡市条例第91号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項及び第3条中「及び第3条の3第3項」を「、第3条の3第2項及び第3条の4第3項」に改める。

第5条中「第5条第3号」を「第5条第4号」に改める。

附 則

この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の施行の日から施行する。

静岡市産学交流センター条例の一部改正について

静岡市産学交流センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年9月13日提出

静岡市長 難波 喬 司

静岡市産学交流センター条例の一部を改正する条例

静岡市産学交流センター条例（平成16年静岡市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号を次のように改める。

(1) 会議室

第5条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り上げる。

別表第1の1施設の利用料金の限度額の表中

「

大会議室	126m ²	5,230円	4,190円	4,190円	5,020円	5,020円	13,610円	18,420円	23,650円	
小会議室1	61m ²	2,520円	2,020円	2,020円	2,420円	2,420円	6,560円	8,880円	11,400円	を
小会議室2	53m ²	2,200円	1,760円	1,760円	2,110円	2,110円	5,720円	7,740円	9,940円	

」

「

会議室1	61m ²	2,520円	2,020円	2,020円	2,420円	2,420円	6,560円	8,880円	11,400円	に
会議室2	53m ²	2,200円	1,760円	1,760円	2,110円	2,110円	5,720円	7,740円	9,940円	

」

改め、別表第1の2設備（特殊機器）の利用料金の限度額の表中備考以外の部分を次のように改める。

2 設備（特殊機器）の利用料金の限度額

区分	数量単位	金額（1時間につき）
----	------	------------

パソコン	1台	100円
ビデオプロジェクター(大)	一式	1,040円
ビデオプロジェクター(小)	一式	520円
スクリーン(移動用)	1台	100円

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

静岡市教育職員の給与に関する条例及び静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例の一部改正について

静岡市教育職員の給与に関する条例及び静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年9月13日提出

静岡市長 難波 喬 司

静岡市教育職員の給与に関する条例及び静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例

(静岡市教育職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 静岡市教育職員の給与に関する条例(平成15年静岡市条例第259号)の一部を次のように改正する。

第3条中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

(静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例の一部改正)

第2条 静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例(平成29年静岡市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第3条中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の静岡市教育職員の給与に関する条例の規定及び第2条の規定による改正後の静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例の規定は、令和5年9月1日から適用する。

静岡市立学校設置条例の一部改正について

静岡市立学校設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年9月13日提出

静岡市長 難波喬司

静岡市立学校設置条例の一部を改正する条例

静岡市立学校設置条例（平成15年静岡市条例第264号）の一部を次のように改正する。

別表1 小学校の表中

「

静岡市立中藁科小学校	静岡市葵区大原942番地の1
静岡市立中藁科小学校小布杉分校	静岡市葵区小布杉1756番地の1
静岡市立水見色小学校	静岡市葵区水見色1040番地の3

を

」

「

静岡市立中藁科小学校	静岡市葵区大原942番地の1
------------	----------------

に、

」

「

静岡市立井川小学校	静岡市葵区井川1561番地の3
静岡市立清沢小学校	静岡市葵区相俣99番地の1

を

」

「

静岡市立井川小学校	静岡市葵区井川1561番地の3
-----------	-----------------

に

」

改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

静岡市火災予防条例の一部改正について

静岡市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年9月13日提出

静岡市長 難波 喬 司

静岡市火災予防条例の一部を改正する条例

静岡市火災予防条例（平成15年静岡市条例第286号）の一部を次のように改正する。

第17条の2第1項中「自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第5号クにおいて同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に」を「自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて」、「及び全出力200キロワットを超えるものを除く。）をいう」を「を除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあつては、充電ポストを含む」に改め、同項第1号ただし書中「不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するとき」を「次に掲げるものにあつて」に改め、同号に次のように加える。

ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの

イ 分離型のものにあつては、充電ポスト

第17条の2第1項第2号に次のただし書を加える。

ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。

第17条の2第1項第5号イ中「急速充電設備」を「コネクター」に改め、同号ウ中「急速充電設備と」を「コネクターが」に、「の接続部に」を「に接続され、」に、「接続部が」を「コネクターが当該電気自動車等から」に改め、同号キ中「緊急停止させることができる」を「緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたときに、速やかに操作することができる箇所に設ける」に改め、同号ク中「自動車等」を「急速充電設備と電気自動車等」に改め、同号ケ中「（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。

以下このケにおいて同じ。)」を削り、同項第6号中「当該蓄電池」の次に「(主として保安のために設けるものを除く。次号において同じ。)」を加え、同項中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池を内蔵しないこと。

第22条第1項中「いう。」の次に「以下同じ。」を加える。

第32条第3項を削り、同条第4項第2号中「併せて図記号による標識を設けるときは、規則で定めるものとしなければならない」を「健康増進法(平成14年法律第103号)第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においてはこの限りでない」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。

第32条第5項中「前項」を「第3項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の静岡市火災予防条例(以下「新条例」という。)第17条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

3 新条例第32条第3項第2号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律(平成30年法律第78号)附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。

議案第143号

静岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

静岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年9月13日提出

静岡市長 難波喬司

静岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
静岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成15年静岡市条例第298号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第18条第1項中「第44条」を「第26条の8」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の静岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定は、令和5年9月1日から適用する。

議案第144号

はしご付消防ポンプ自動車の購入について

はしご付消防ポンプ自動車を次のとおり購入する。

令和5年9月13日提出

静岡市長 難波 喬 司

記

1	品名	はしご付消防ポンプ自動車
2	規格及び数量	はしご付消防ポンプ自動車 1台
3	契約方法	一般競争入札
4	契約金額	218,680,000円
5	納入業者	住所 静岡市葵区安東一丁目21番21号 業者 株式会社日消機械工業 静岡営業所 役職・名前 所長 深沢 雅治

工事請負契約の締結について

令和5年度駿県橋債第1号（一）静岡焼津線（石部海上橋）橋梁耐震補強補修工事の請負契約を次のとおり締結する。

令和5年9月13日提出

静岡市長 難波 喬 司

記

1	工 事 名	令和5年度駿県橋債第1号 （一）静岡焼津線（石部海上橋）橋梁耐震補強補修工事
2	工事の概要	工事延長 120.0m 橋長 360.0m 全幅 8.70～9.42m 橋脚巻立て工 2基 落橋防止工 18基 変位制限工 24基
3	工 事 場 所	静岡市 駿河区石部 地先
4	契 約 方 法	総合評価一般競争入札
5	契 約 金 額	819,500,000円
6	受 注 者	ピーエス三菱・KITAGAWA特定建設工事共同企業体 代表構成員 静岡市駿河区南町18番1号 株式会社ピーエス三菱 静岡営業所 所長 山田 嘉和 その他構成員 静岡市葵区上足洗二丁目11番53号 KITAGAWA株式会社 代表取締役 北川 雅弘

議案第146号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、次のとおり市道の路線を認定する。

令和5年9月13日提出

静岡市長 難波 喬 司

路線名	起 点	重要な経過地
	終 点	
池田峰田3号線	静岡市駿河区池田1174番1 地先	—————
	静岡市駿河区池田1179番3 地先	

議案第147号

令和4年度静岡市簡易水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和4年度静岡市簡易水道事業会計未処分利益剰余金2,473,730円を減債積立金に積立てるものとする。

令和5年9月13日提出

静岡市長 難波 喬 司

議案第148号

令和4年度静岡市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和4年度静岡市水道事業会計未処分利益剰余金3,226,692,034円のうち1,696,633,002円を減債積立金に積立て、1,530,059,032円を資本金へ組入れるものとする。

令和5年9月13日提出

静岡市長 難波 喬 司

議案第149号

令和4年度静岡市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和4年度静岡市下水道事業会計未処分利益剰余金3,584,084,242円のうち818,758,213円を減債積立金に積立て、2,765,326,029円を資本金へ組入れるものとする。

令和5年9月13日提出

静岡市長 難波 喬 司

議案第150号

令和4年度静岡市下水道事業会計資本剰余金の処分について

令和4年度静岡市下水道事業会計資本剰余金18,350,410,145円のうち
1,187,635円を処分するものとする。

令和5年9月13日提出

静岡市長 難波 喬 司